

生活扶助基準に関する検討会報告書参考資料

- 本検討会は、議事を公開するとともに、会議資料及び議事概要も公表している。
- 以下の参考資料は、この報告書に関連する一部の資料を抜粋したものである。全体の資料は、公表されている会議資料を参照されたい。

頁

I. 生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書(抜粋) 1

II. 生活扶助基準の概要

生活保護制度の概要	3
最低生活費の体系	4
最低生活費の算定例(平成19年度)	5
生活扶助基準の改定方式の変遷	6
現行の生活扶助基準の設定方法について	7
級地の概要	8
勤労控除の概要	9
勤労控除(基礎控除)の仕組み	10

III. 評価・検証に用いたデータ

一般低所得世帯の消費支出額について(全国消費実態調査結果)	11
夫婦子1人(有業者あり)世帯における消費実態と生活保護基準額との比較について	12
単身世帯における消費実態と生活保護基準との比較について	14
世帯人数別の生活扶助基準額の検証	15
年齢別の生活扶助基準額の検証	16
一般世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額の地域差の比較	17
一般世帯における生活扶助相当支出額の地域差の推移	18
就労に関する経費	19

I 生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書(抜粋)

生活保護制度の在り方に関する専門委員会 報告書

平成16年12月15日
生活保護制度の在り方に関する専門委員会

第1 (略)

第2 生活保護基準の在り方について

1 生活扶助基準の評価・検証等について

(1) 評価・検証

先の中間取りまとめにおいて報告したとおり、いわゆる水準均衡方式を前提とする手法により、勤労3人世帯の生活扶助基準について、低所得世帯の消費支出額との比較において検証・評価した結果、その水準は基本的に妥当であったが、今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。なお、生活扶助基準の検証に当たっては、平均的に見れば、勤労基礎控除も含めた生活扶助基準額が一般低所得世帯の消費における生活扶助相当額よりも高くなっていること、また、各種控除が実質的な生活水準に影響することも考慮する必要がある。

また、これらの検証に際しては、地域別、世帯類型別等に分けるとともに、調査方法及び評価手法についても専門家の知見を踏まえることが妥当である。同時に、捕捉率(生活保護の受給要件を満たす世帯がどれだけ実際に生活保護を受けているか)についても検証を行う必要があるとの指摘があった。

(2) 設定及び算定方法

現行の生活扶助基準の設定は3人世帯を基軸としており、また、算定については、世帯人員数分を単純に足し上げて算定される第1類費(個人消費部分)と、世帯規模の経済性、いわゆるスケールメリットを考慮し、世帯人員数に応じて設定されている第2類費(世帯共同消費部分)とを合算する仕組みとされているため、世帯人員別にみると、必ずしも一般低所得世帯の消費実態を反映したものとなっていない。このため、特に次の点について改善が図られるよう、設定及び算定方法について見直しを検討する必要がある。

① 多人数世帯基準の是正

かねてより、生活扶助基準は多人数になるほど割高になると指摘がなされているが、これは人数が増すにつれ第1類費の比重が高くなり、スケールメリット効果が薄れるためである。このため、中間取りまとめにおいて指摘した第2類費の構成割合及び多人数世帯の換算率に関する見直しのほか、世帯規模の経済性を高めるような設定等について検討する必要がある。

② 単身世帯基準の設定

中間取りまとめで指摘したとおり、単身世帯の生活扶助基準についても、多人数世帯の基準と同様、必ずしも一般低所得世帯の消費実態を反映したものとなっていない。また、被保護世帯の7割は単身世帯が占めていること、近年、高齢化の進展や扶養意識の変化に伴って高齢単身世帯の増加が顕著となっており、今後もさらにその傾向が進むと見込まれる。これらの事情にかんがみ、単身世帯については、一般低所得世帯との均衡を踏まえて別途の生活扶助基準を設定することについて検討することが必要である。

③ 第1類費の年齢別設定の見直し

中間取りまとめにおいても指摘したとおり、人工栄養費の在り方も含めた0歳児の第1類費や、第1類費の年齢区分の幅の拡大などについて見直しが必要である。

2 (略)

3 級地

現行級地制度については昭和62年度から最大格差22.5%、6区分制とされているが、現在の一般世帯の生活扶助相当消費支出額をみると、地域差が縮小する傾向が認められたところである。このため、市町村合併の動向にも配慮しつつ、さらに今後詳細なデータによる検証を行った上、級地制度全般について見直しを検討することが必要である。

4 その他

なお、1(1)で述べた定期的な評価を次回行う際には、今回行われた基準の見直しに係る事項についても評価の対象とし、専門家による委員会等において詳細な分析や検証を行い、被保護世帯の生活への影響等も十分調査の上、必要な見直しを検討することが求められる。

第3～第5 (略)